

日米英における児童虐待にかかわる専門職の量的比較

佐々木 誠二

会津大学短期大学部研究紀要 第 83 号

2026 年 3 月

日米英における児童虐待にかかわる専門職の量的比較

佐々木 誠二 ※

【要旨】

児童虐待への対応は市町村が第一義的な役割を担うとされているが、措置権を有する児童相談所の役割は依然として大きい。児童相談所における児童虐待相談対応件数は1990年度の統計開始以来増加を続け、2023年度には225,509件に達している。その背景には児童虐待に対する社会的関心の高まりやDVを含む心理的虐待に関する通告件数の増加がある。こうした状況の中、「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」は、職員体制の不足および専門性の確保が依然として課題であると指摘している。

本研究では、日本の児童虐待対応体制における児童相談所および児童福祉司の量的配置と業務構造に着目し、諸外国の児童虐待対応機関およびソーシャルワーカーとの比較を通じて検討することを目的とする。比較対象国として、通告義務や警察との連携に類似点を有するアメリカと、要保護児童対策地域協議会制度に類似する枠組みを持つイギリスを選定した。分析には2023年時点の各国の公的統計および行政資料を用い、ソーシャルワーカー（児童福祉司）の配置数や1人あたりの担当件数を中心に記述的分析を行った。

分析の結果、日本では児童人口に対する児童福祉司の配置数が相対的に少ないだけでなく、児童虐待対応に加えて養護相談や非行相談など多様な業務を同時に担っており、業務量や役割集中の両面で高い負荷を受けている可能性が示唆された。一方、アメリカやイギリスでは、業務分担やスーパービジョンを前提とした体制が制度的に位置づけられており、専門性形成を支える条件が相対的に整えられていることが示された。

以上より、日本の児童虐待対応体制においては、単なる人員増にとどまらず、業務分担や連携体制を含む制度構造の見直し、児童福祉司の専門性確保および支援の質の向上に不可欠であることが示唆された。

※ 会津大学短期大学部幼児教育・福祉学科講師

1. 研究の背景と目的

日本の児童福祉政策は、従来、措置制度を中心とした子どもの保護および子どもへの支援を主軸として展開されてきた。しかし、近年ではこども家庭庁の設置やこども家庭センターの創設、子ども・子育て支援制度に代表される施策にみられるように、家族全体を含めた包括的支援へとその方向性を転換しつつあり、多様な政策や施策が並行して展開されている。

このような制度的転換のなかにあっても、子ども・家族を取り巻く深刻な課題として、児童虐待は一貫して存在している。日本における児童虐待対応の中核機関は児童相談所と市町村であり、特に児童相談所には、措置による指導（児童福祉法第26条第1項第2号、第27条第1項第2号）、訓戒・誓約（同法第27条第1項第1号）、施設入所措置・里親委託措置（同法第27条第1項第3号）、一時保護（同法第33条）、面会通信等制限（児童虐待防止法第12条）など強力な権限が付与されている。

一方で、児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は1990年の統計開始以来増加しており、最新の2023年度における児童虐待相談対応件数は225,509件である。この増加の背景には、関係機関の児童虐待防止に関する意識の高まりや、警察署から児童相談所への、子どもの面前におけるDVによる心理的虐待に関する通告の増加が挙げられる。児童虐待相談対応件数のなかには、調査の結果、児童虐待が認められなかった事例も含まれている点には留意が必要であるが、児童虐待相談対応件数の増加は児童相談所が関わる子どもが増加していることを意味し、適切な対応がなされていると仮定すれば、虐待状況の改善に至った子どもが一定数以上存在すると捉えることが可能である。

しかし、児童虐待による死亡事例等の検証を行う専門委員会が2025年9月に公表した「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第21次報告）」では、児童相談所職員の人員体制強化および専門性の確保が引き続き課題として指摘されている。具体的には「児童虐待への相談対応は、リスクや緊急性等の総合的な判断かつ迅速さが必要とされるため、その職員には高度な専門性が求められる」（こども家庭庁2025:236）とされており、これは過去の報告書と同様の指摘である。また、人員体制についても、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）において、令和6年度末までに児童福祉司を約1,060人増員し、6,850人とする目標が掲げられたものの、その達成には至っておらず（こども家庭庁2025）、児童相談所の人員体制が依然として十分に確保されているとは言い難い状況にある。

児童福祉司の専門性を高めるためには、研修や講習会への参加、実践の振り返りといった学習機会を確保するという質的観点が必要であるが、その前提として、一定の人員的余裕が必要である。しかし、現状では、児童相談所の人員には余裕があるとは言い難い。さらに仮に新プランが達成され、人員数が増加したとしても、そのこと自体が児童福祉司の専門性向上に直結するののかという点については検討の余地がある。すなわち、目標とされている人員数が果たして十分なのかという量的観点からの問いが生じる。

実際に、過去の「児童相談所強化プラン」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」においては、自治体間で差はあるものの、目標値自体は概ね達成している（佐々木2025）。それにもかかわらず、児童福祉司の専門性の向上が繰り返し指摘され続けている背景には、制度的・政策的な課題が存在するといえるのではないだろうか。

以上を踏まえると、より望ましい児童相談所および児童福祉司の体制を検討する際には、質的観点と量的観点の双方が重要である。そこで本研究では、日本の児童虐待対応体制における児童福祉司の量的配置および業務構造の特徴を、アメリカ、イギリスとの国際比較を通じて明らかにし、それらが児童福祉司の業務負担および専門性形成の条件にどのような影響を及ぼし得るのかを検討することを目的とする。なお、イギリスは連合王国であり、児童保護については分権事項であるため、イングランド、ウ

ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各地域で法制度が異なる。本稿では、特にことわりがない場合、イングランドを指す。

2. 研究の方法

本研究では、日本の児童虐待対応体制における量的側面の課題を明らかにするため、文献調査および統計資料の分析を中心とした比較検討を行った。具体的には、日本および諸外国における児童虐待対応機関の体制、人員配置に関する政府報告書等の公表資料を収集・整理し、それらを基に分析を行った。なお、本研究では量的側面を①児童人口に対する専門職配置数、②専門職1人あたりの担当件数の二側面から捉える。

対象国としては、児童福祉制度や社会的背景が日本と異なることを前提としつつも、児童虐待に関する通告義務や調査、警察との連携で類似点が認められるアメリカ合衆国（以下、「アメリカ」という）、および児童保護チーム（Child Protection Team）が日本の要保護児童対策地域協議会と類似性が認められるイギリスの2国を選定した。

これらの国々について、主に以下の観点から整理・比較を行った。第一に、児童虐待対応を担う専門職の状況、第二に専門職1人あたりの通告数である。

分析にあたっては、国や地域によって制度設計や統計の定義が異なるため、数値の単純比較には限界があることを前提とした。そのため、本研究では厳密な優劣の比較を行うのではなく、日本の現状を相対化し、その特徴や課題を浮き彫りにすることを目的とした記述的比較を採用した。

本研究は、各国の公表統計および政策文書を用いた国際比較研究である。そのため、以下の方法論的限界を有する。第一に、各国における「児童福祉司」と「ソーシャルワーカー」の定義や業務範囲は必ずしも一致しておらず、担当件数や配置数は完全に同質的な比較対象ではない。第二に、本研究は量的指標を中心とした分析であり、介入・支援の質や成果といったアウトカムを直接測定するものではない。したがって、本研究で示される影響は、因果関係を実証するものではなく、制度構造上の条件としての可能性を示唆するにとどめる。以上の点を踏まえ、本研究では数値の大小を単純に評価するものではなく、各国の制度構造および業務分担の特徴を相対化することに主眼を置く。

また、比較対象の西暦を統一するため、本稿作成時点でデータが統一された2023年のデータを活用した。なお、活用するデータは暦年（1月から12月）や日本会計年度（4月から翌年3月）、アメリカ会計年度（10月から翌年9月）の場合がある。

3. 倫理的配慮

本研究は国家、機関作成によるデータを活用しており、個人が特定される情報は含まれていない。また、日本社会福祉学会研究倫理規定および研究ガイドラインを遵守して実施した。なお、本研究に際して開示すべき利益相反はない。

4. 結果

4. 1. 日本の児童虐待対応の概要

わが国で児童虐待に関する法律は1933年制定の児童虐待防止法に遡ることができる。1933年児童虐待防止法は児童を14歳未満と定義し、児童の保護責任者が児童を虐待し、著しく監護を怠り刑罰法令に触れる場合や触れるおそれのある場合の行政処分を保護者への訓戒、条件付の児童監護、家庭からの分離と規定する（第2条）とともに、「不具奇形の観覧に供する行為」、「乞食」、「娯楽の目的で軽業、曲

馬など危険な業務につけること」,「戸々または道路での物品販売や歌謡,遊芸その他の演技を行う業務」「芸妓・酌婦・女給等の接客,主席労働に従事させるために仲介する行為」を禁止,制限していた(児童虐待防止法第7条・内務省令「児童虐待防止法第7条に依る業務及行為ノ種類指定ノ件」).当時の児童虐待防止法は児童労働に焦点を当てたもの(佐柳 2024)であり,現在の児童虐待防止法とは目的が異なるものであった.児童虐待防止法は戦後,1947年の児童福祉法に禁止行為や行政処分の内容が引き継がれ,廃止された.この児童福祉法は児童相談所の設置,児童の相談に応じる職員として児童福祉司を位置づけた.

日本において,1973年に厚生省が「児童の虐待,遺棄,殺害に関する調査」を実施したが,その後,継続した調査には至らなかった.一方で,児童相談所では現在では児童虐待と考えられる事例に対応しており,例えば、『児童相談事例集(第3集)』(厚生省児童家庭局 1971)では「監護放棄の父親と長欠児童の指導例」,『児童相談事例集(第6集)』(厚生省児童家庭局 1974)では「未婚の母が精神状態に異常を来たし,児童の養育監護が著しく欠けていた事例」が掲載され,1981年の『児童相談事例集(第13集)』(厚生省児童家庭局 1981)には「保護者による虐待等の事例」として特集が組まれている.また,池田が『児童虐待の病理と臨床』(1979)を著し児童虐待はわが国でも発生している問題であることを広く明らかにした.その後,1990年から児童相談所における児童虐待相談対応件数を「福祉行政報告例」で公表している.児童虐待などの問題への対応について,従来の児童相談所の対応では不十分であることが表面化してきたため,1997年に児童福祉法の大改正や「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(厚生省児童家庭局長通知)の発出,1998年には「児童相談所運営指針」の改定により児童虐待などの問題への対応が児童相談所に求められるようになった.さらに,2000年には「児童虐待防止法」により児童虐待の定義が明確化されるとともに,児童虐待を発見した者に対する通告義務を課している.その後,児童福祉法,児童虐待防止法は数次の改正を経ているが,児童相談所,児童福祉司は児童虐待対応に追われている状況にある.

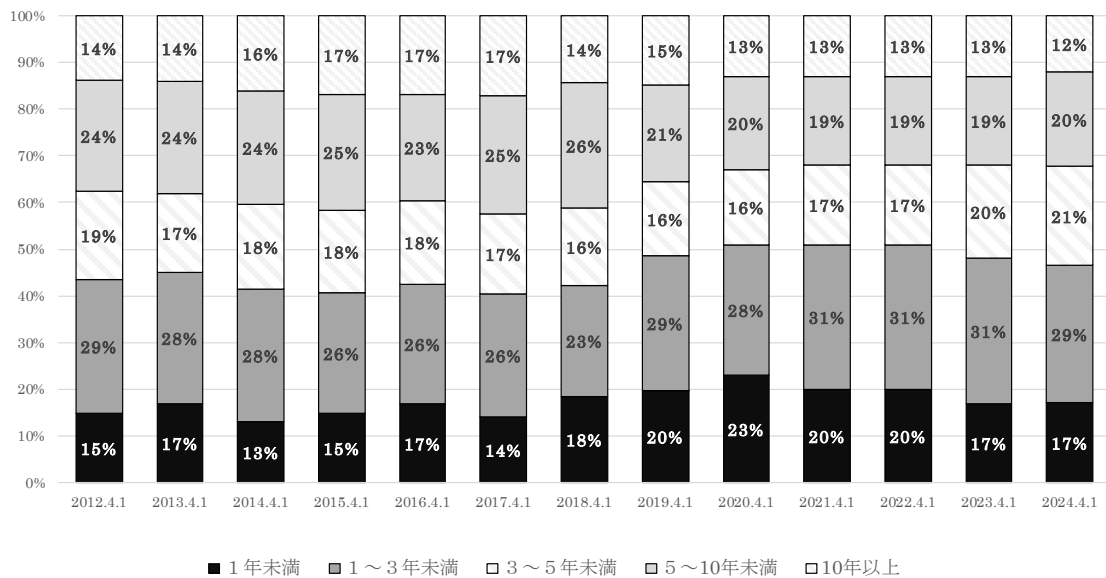
4. 1. 1. ソーシャルワーカーの状況

児童福祉司の任用要件は,児童福祉法第13条第3項に「①児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について,児童及びその保護者に対する相談および必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの,②都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し,又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者,③学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において,心理学,教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法に基づいて専門職大学の前期課程を修了した者を含む.)であつて,内閣府令で定める施設において1年以上相談援助業務(児童その他の者の福祉に関する相談に応じ,助言,指導その他の援助を行う業務をいう.第8号及び第6項において同じ.)に従事したもの,④医師,⑤社会福祉士,⑥精神保健福祉士,⑦公認心理師,⑧社会福祉主事として2年以上相談援助業務に従事した者であつて,内閣総理大臣が定める講習会の課程を修了したもの,⑨第2号から前号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて,内閣府令で定めるもの」と規定されている.

近年,児童相談所の体制強化のため,「児童相談所強化プラン」(平成28年),「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年),「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年)が策定され,目標値を設定することで児童福祉司の増員が図られている.実際に地方自治体(都道府県および

政令指定都市は義務設置，中核市及び特別区は任意設置）が設置する児童相談所に配置される児童福祉司の任用について，2024年4月1日時点で最も割合が高い区分は社会福祉士（第5号）が45.5%であり，続いて社会福祉主事任用資格（第3号）が17.0%，児童福祉司任用資格（第2号）が11.9%であった．ソーシャルワークの技術を有している社会福祉士の割合（第5号）と精神保健福祉士の割合（第6号）の合計は47.9%と児童福祉司全体の約半数に及ぶことが理解できる．

続いて，児童福祉司の勤続年数の推移（図1）を概観すると，1年未満，1～3年未満，3～5年未満勤務する児童福祉司が増加し，5～10年勤務する児童福祉司が減少していることが理解できる．これは，児童相談所に新たに配属された児童福祉司が増加していること，公務員の人事サイクルのなかでの児童相談所からの異動，児童福祉司の退職者が一定数いることなどを示している．児童福祉司が児童相談所に定着せず経験年数の短い児童福祉司が多数存在する児童相談所では，児童福祉司を丁寧に育成することが難しく，児童福祉司が苦慮しながら児童虐待に対応していることが理解できる．また，中堅やベテラン職員は経験の浅い児童福祉司の指導によって負担が増える，児童福祉司としての最低限求められる知識や技術を習得したとしても異動により児童相談所に定着しないという悪循環な状況にあるといえる．



※端数の関係で，合計が100%にならない場合がある．

※2012～2016は，所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み，任用予定者，非常勤を除く．

※2017は，所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含み，任用予定者，非常勤を除く．

※2018は，所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者，任用予定者，非常勤を含む．

※2019は，所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者，任用予定者，非常勤を含む．

※2020～は，所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者を含み，任用予定者，会計年度任用職員を含む．

注 出典元では数値の前に「約」が付されているが，本稿ではこれを省略した．

図1 児童福祉司の勤続年数の推移

出典：こども家庭庁（2024a：1512）

4. 1. 2. 児童福祉司の実態

児童相談所は子どもに関するさまざまな内容の相談に応じている。相談の内容に応じて、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談、その他の相談に分類される。なお、児童虐待に関する相談は養護相談のなかで別集計されている。

ここで、2023年の児童相談所における相談対応件数を示すと、養護相談は300,814件、保健相談1,045件、障害相談197,307件、非行相談13,808件、育成相談41,456件、その他の相談31,504件の合計585,934件であった（厚生労働省2025）。また養護相談には児童虐待相談対応件数225,509件が含まれており、児童相談所が対応したすべての相談の38.5%が虐待相談である。なお、児童虐待相談対応件数とは「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について」（令和6年1月26日付こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・厚生労働省政策統括官付参事官通知）によれば、受理会議時点で児童虐待があるものと判断されたものであり、その後の会議の結果、児童虐待相談とは分類されなかった相談も計上する（こども家庭庁2024b）とされており、虐待を受けた子どもの数とは一致しない。

続いて、総務省統計局によれば、2023年10月1日現在の18歳未満の人口推計（総務省統計局2024）は17,424,000人であり、単純に計算すると全児童人口の3.4%（29人弱に1人）が児童相談所に相談をしていることになり、同様に、虐待相談のみで見ると、全児童人口の1.3%（約77人に1人）が児童相談所に相談（通告）されていることになる。

ここで2023年にすべての児童相談所設置自治体が相談対応したすべての相談と虐待相談の件数および児童人口、児童1,000人あたりの相談対応件数、児童福祉司数を表1として示す。児童相談所設置自治体ごとの2023年度推計児童人口は公表されていないため、直近の2020年の国勢調査を用いた。くわえて、年度末児童福祉司数は公表されていないため、翌2024年度当初の配置人員数（任用予定者を含まず）を用いた。なお、児童心理司が主に対応している相談も児童福祉司が対応していると思なして計算していることには注意が必要である。

18歳未満の児童人口1,000人あたりの児童相談所が対応した全相談対応件数をみると、仙台市が81.3件と最も多く、佐賀県が15.6件と最も少なかった。児童相談所設置自治体の平均値は32.0件、中央値は31.3件であった。同様に、18歳未満の児童人口1,000人あたりの児童虐待相談対応件数をみると、港区が22.9件で最も多く、鳥取県が2.5件と最も少なかった。児童相談所設置自治体の平均値は12.1件、中央値は11.2件であった。

さらに、児童福祉司について、児童人口を児童福祉司で除することによって、1人の児童福祉司が担当する児童人口の平均を求めたところ、児童福祉司1人あたりの担当児童数は栃木県の5,202.5人が最も多く、中野区の1,060.8人が最も少なかった。平均値と中央値はそれぞれ、2,987.7人、2,976.1人であった。また、児童福祉司1人あたりのすべての相談種別の対応件数を求めたところ、最も件数が多かった自治体は仙台市の309.6件、最も件数が少なかった自治体は26.2件の葛飾区であった（平均値92.2、中央値85.8件）。同様に、児童福祉司1人あたりの児童虐待相談対応件数を求めたところ、最多件数の自治体は江戸川区の57.9件、最小件数の自治体は鳥取県の7.6件（平均値32.8件、中央値32.4件）であった。

表1 2023年における児童相談所相談対応件数（全相談・虐待相談）と児童福祉司数

	2023年度 相談対応全件数	2023年度 虐待相談対応件数	2020年国勢調査 18歳未満人口	児童1,000人あたりの 全相談対応件数	児童1,000人あたりの 虐待相談対応件数	児童福祉司数
北海道	13,277	4,090	424,066	31.3	9.6	141
青森県	5,582	2,414	161,656	34.5	14.9	63
岩手県	3,482	1,838	165,129	21.1	11.1	62
宮城県	5,303	1,928	173,811	30.5	11.1	65
秋田県	2,368	634	116,114	20.4	5.5	42
山形県	2,997	739	149,161	20.1	5.0	36
福島県	8,560	1,908	256,521	33.4	7.4	66
茨城県	7,779	4,134	412,403	18.9	10.0	131
栃木県	6,558	1,745	280,935	23.3	6.2	54
群馬県	11,099	1,832	278,470	39.9	6.6	71
埼玉県	32,279	14,351	843,052	38.3	17.0	276
千葉県	19,803	9,329	760,275	26.0	12.3	315
東京都	45,495	19,488	1,367,371	33.3	14.3	367
神奈川県	16,851	8,569	405,651	41.5	21.1	196
新潟県	5,668	2,636	194,196	29.2	13.6	75
富山県	4,444	1,054	143,129	31.0	7.4	39
石川県	2,114	993	100,292	21.1	9.9	35
福井県	2,563	1,028	117,938	21.7	8.7	35
山梨県	2,851	1,418	114,380	24.9	12.4	42
長野県	6,077	2,774	300,847	20.2	9.2	82
岐阜県	8,244	2,725	297,694	27.7	9.2	90
静岡県	6,230	1,961	319,396	19.5	6.1	74
愛知県	20,474	7,073	850,340	24.1	8.3	218
三重県	4,795	2,162	260,512	18.4	8.3	77
滋賀県	5,697	2,689	233,145	24.4	11.5	74
京都府	4,715	2,262	173,628	27.2	13.0	60
大阪府	28,911	15,140	782,396	37.0	19.4	301
兵庫県	18,337	5,828	548,829	33.4	10.6	145
奈良県	4,524	1,417	142,792	31.7	9.9	38
和歌山県	4,597	2,192	130,338	35.3	16.8	47
鳥取県	2,334	213	84,067	27.8	2.5	28
島根県	2,480	354	100,771	24.6	3.5	33
岡山県	4,563	721	168,394	27.1	4.3	45
広島県	6,498	3,541	237,497	27.4	14.9	73
山口県	5,593	852	188,973	29.6	4.5	56
徳島県	3,059	1,181	95,152	32.1	12.4	39
香川県	5,575	1,271	140,292	39.7	9.1	43
愛媛県	4,979	1,542	189,767	26.2	8.1	44
高知県	1,769	448	92,987	19.0	4.8	31
福岡県	17,464	7,547	419,722	41.6	18.0	168
佐賀県	2,072	1,024	132,852	15.6	7.7	30
長崎県	6,765	1,261	201,315	33.6	6.3	39
熊本県	3,957	1,210	156,739	25.2	7.7	47
大分県	6,684	1,852	165,150	40.5	11.2	51
宮崎県	4,419	1,791	170,461	25.9	10.5	61
鹿児島県	8,427	2,655	249,971	33.7	10.6	78
沖縄県	9,093	3,100	291,464	31.2	10.6	68
札幌市	8,559	2,627	262,403	32.6	10.0	68
仙台市	12,692	1,828	156,125	81.3	11.7	41
さいたま市	7,109	3,121	203,443	34.9	15.3	86
千葉市	7,173	2,409	136,694	52.5	17.6	76
横浜市	20,843	9,606	537,296	38.8	17.9	190
川崎市	7,001	4,163	225,165	31.1	18.5	118
相模原市	3,613	1,883	100,465	36.0	18.7	61
新潟市	4,334	1,629	111,222	39.0	14.6	47
静岡市	2,910	832	96,390	30.2	8.6	20
浜松市	2,486	761	123,775	20.1	6.1	24
名古屋市	7,129	3,490	330,162	21.6	10.6	122
京都市	11,487	2,522	186,671	61.5	13.5	80
大阪市	18,638	6,293	348,488	53.5	18.1	180
堺市	5,113	2,060	125,139	40.9	16.5	67
神戸市	9,218	2,857	209,368	44.0	13.6	87
岡山市	3,368	789	112,765	29.9	7.0	29
広島市	6,252	2,839	191,565	32.6	14.8	73
北九州市	7,867	2,855	133,214	59.1	21.4	71
福岡市	8,441	3,282	243,895	34.6	13.5	86
熊本市	2,585	1,529	120,846	21.4	12.7	38
港区	1,323	895	39,066	33.9	22.9	35
世田谷区	2,446	1,648	128,877	19.0	12.8	44
中野区	1,492	769	33,946	44.0	22.7	32
豊島区	1,149	655	30,905	37.2	21.2	18
荒川区	1,222	650	28,962	42.2	22.4	26
板橋区	2,139	1,149	71,394	30.0	16.1	36
江戸川区	4,045	1,967	104,286	38.8	18.9	34
葛飾区	994	534	61,810	16.1	8.6	38
横須賀市	1,890	1,036	51,633	36.6	20.1	30
金沢市	1,314	652	68,465	19.2	9.5	19
明石市	2,112	737	49,114	43.0	15.0	35
奈良市	1,585	528	48,868	32.4	10.8	23
合計	585,934	225,509	18,262,458	32.1	12.3	6,185

出典：子ども家庭庁（2023：744），厚生労働省（2025：5-6），総務省統計局（2022）

4. 2. アメリカの児童虐待対応の概要

アメリカにおける児童虐待対策の端緒は 1873 年にニューヨークでメアリー・エレン・ウイルソン (Wilson, M. E.) が里親から虐待を受けたことにはじまる。近所の人々は警察に通報したが、児童虐待に関する法律がなかったため助けることができなかった。そこで、人間も広い意味で動物であると考え、アメリカ動物虐待防止協会 (ASPCA : American Society for the Prevention of Cruelty to Animals) の支部に訴え、ASPCA の弁護士が裁判所に人身保護令状の書類を提出したことで里親は虐待行為のために有罪となり 1 年の懲役に服した (Clark and Clark, Adamec = 2009 ; Myers = 2011)。この経験から ASPCA の弁護士が働きかけ、1875 年に児童虐待防止団体であるニューヨーク子ども虐待防止協会 (NYSPCC : The New York Society for the Prevention of Cruelty to Children) 設立へ至った。しかしながら、児童虐待の実態は十分に明らかにされておらず、法制化には至らなかった。その後、1961 年にアメリカ小児科学会会長である Kempe が battered child syndrome (被殴打児症候群) というテーマでシンポジウムを開催し、大きな反響を呼び起こした。翌年、Kempe らは“The Battered-Child Syndrome”のタイトルで論文を JAMA に発表した。この論文では骨折や硬膜下血腫などの所見が認められた場合、または臨床所見と親の説明による既往歴との間に不一致が認められる際には被殴打時症候群を疑うべきであり、様々な治癒段階の特徴的な骨の傷や異常の有無を確認するために全身の X 線撮影を行うべきであるとしている (Kempe 1962)。

これらの一連の発表を受け、児童虐待が疑われるケースを報告するための法整備が必要であることが認識されるようになり、1967 年までに全州で児童虐待に関する通告義務法が成立したが、各州法の内容が異なっていた (後藤 2002) ため、1974 年に連邦法として Child abuse Prevention and Treatment Act (CAPTA : 児童虐待防止及び治療法) が成立した。連邦法である CAPTA は児童虐待とネグレクトを定義するとともに、連邦政府の子ども局 (Children’s Bureau) に全国子ども虐待・ネグレクトセンター (NCCAN : National Center on Child Abuse and Neglect) を開設した。また、同法は各州に対し、児童虐待が疑われる事例について通告を義務づけられる通告義務者 (mandated reporter) の条項や手続きを設けるよう義務付けている。各州法により通告義務者の定義は異なるものの、例えば、2023 年時点で医師や看護師、教師や学校職員などの子どもと頻回に接触する専門職に加え、動物管理官や動物愛護官を含む州も存在する。また、特定の職種を通告義務者とせずすべての者に通告を義務づけている州 (インディアナ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州、ワイオミング州) もある (Child Welfare Information Gateway 2023)。さらに、ワイオミング州を除く各州は通告を怠った場合には罰金や懲役などの罰則を科している (Child Welfare Information Gateway 2019)。

CAPTA は 1996 年に改正され、NCCAN は子ども局に統合され児童虐待・ネグレクト対策局 (OCAN : Office on Child Abuse and Neglect) となった (Clark and Clark, Adamec = 2009)。OCAN は児童虐待とネグレクトの防止と危険にさらされている子どもの保護に関する活動を行っている (Children’s Bureau 2025a)。

日本の児童相談所にあたる政府機関は各州によって呼び名が変わる場合もあるが、一般的に児童保護サービス (CPS : Child Protect Services) とよばれており、CPS は連邦や州、部族レベルで制定された法律を根拠に児童虐待の対応を行っている (Children’s Bureau 2018)。

4. 2. 1. ソーシャルワーカーの状況

CPS に通告があった際にケースを割り当てられ、担当する者を CPS Worker とよぶ (Children’s Bureau 2025b)。児童福祉領域のソーシャルワーカーの採用要件は各州等地域によって異なるが、ソー

ソーシャルワークの実践に不可欠な知識要件（ソーシャルワーカー教育協議会（CSWE：Council on Social Work Education）によるソーシャルワークの学士（BSW：Bachelor of Social Work）または修士（MSW：Master of Social Work）プログラムの学位取得）に加え、発達やトラウマの影響などの実務上の知識や州法・連邦法に関する法律に関する知識を有する必要がある、これらの知識を家族や社会システムに適用する能力を有していることを示さなければならない（NASW 2013）。連邦政府の人事管理局（OPM：Office of Personnel Management）が政府の職務分類と職務体型をまとめた「Handbook of Occupational Groups and Families」において、ソーシャルワーク群（GS-185 Social Work Series）が記載されており、その職務として、個人や家族への直接的な支援や社会福祉教育、問題の研究、学生に対する教育、関連する専門職へのコンサルテーションを含むとしている（U. S. Office of Personnel Management 2018）。さらに、その要件として、CSWE 認定校での修士号（MSW）取得を満たすこと、さらに実習を実施した修士号（MSW）取得者は GS-9（中程度の職位）に応募できると記載されている（OPM 2025a, 2025b）。

CPS のソーシャルワーカーは州政府や地方自治体の職員となるため、GS-185 Social Work Series には含まれないが、通常はソーシャルワークまたは関連領域の学士号（BSW）が必要で、多くの機関では修士号（MSW）が望ましい、あるいは必須とされている（NASW 2025）。また、3人に1人（34.7%）のソーシャルワーカーがソーシャルワーカーとしての職務に就いて3～5年経過している（Bethune Scroggs and Kluckman, Ringeisen, et al. 2025）。

他方、2021年から2022年にかけて実施された社会保障法（Social Security Act）に基づいた第3期の児童青少年の福祉に関する全国調査（NSCAW：National Survey of Child and Adolescent Well-Being III）によれば、CPSを含むアメリカの児童福祉システム（CWS：Child Welfare System）において、最終学歴が学士号である者は全体の78.9%であり、修士号取得者は18.1%であった。ソーシャルワークを専攻した者は大卒以上の学位をもつソーシャルワーカーの30.7%に留まることを示している。同報告書ではソーシャルワーカーの7人に1人（13.4%）が高いレベルの心理的苦痛を、約半数（48.5%）が高レベルの二次的トラウマやトラウマ関連症状を報告し、62.6%がクライアントとのやりとりで脅迫を受けた、5.1%が暴行を受けた（NSCAW 2025）と報告しており、CPS Worker の離職率は高い（Drake and Yadama 1996；U.S.General Accounting Office (GAO) 2003；Strolin and McCarthy, Caringi 2007；Strand and Spath, Bosco-Ruggiero 2010）と指摘されている。一方で、離職率が低くケースワーカーが優秀であり、組織文化が熟達していれば子どもの心理社会的問題の総合スコアは改善された（Williams and Glisson 2013）との報告もある。

4. 2. 2. CPS ソーシャルワーカーの実態

アメリカでは、どの程度の虐待通告が CPS に対して行われ、処理されているのか、その概要を示す。国勢調査局の推計によれば 2023 年現在の 18 歳未満の推計児童人口は 72,648,436 人であり（United States Census Bureau 2025）、全児童人口の 5.5%（18.2 人に 1 件）の通報が CPS に寄せられ、2,107,473 件が調査対象とされた。調査の結果、546,159 人の被虐待児であると報告されている。

続いて、アメリカ各州のすべての通報及び通告として受理された件数、ならびに CPS ワーカーの数を表 2 として示す。なお、出典の資料において一部の州について児童人口 1,000 人あたりの通報件数が示されていない。そこで、本研究では United States Census Bureau (2025) の推計人口を用いて、各州・ワシントン D.C.およびプエルトリコ準州の児童人口を補うことで、児童人口 1,000 人あたりの通報件数を算出した。

表2 各州の通告とCPSワーカー数

	全通報数	調査対象 通告数	2023年 18歳未満 推計人口	2023年の児童 1,000人あたりの 通報件数	CPSワーカー		左記の合計
					インターク・ スクリーニング担当職員	調査・代替対応 担当職員	
アラバマ	26,738	26,397	1,129,646	23.7	87	435	522
アラスカ	20,146	6,452	174,366	115.5	20	250	270
アリゾナ	90,832	44,804	1,580,079	57.5	98	394	492
アーカンソー	63,732	34,677	700,988	90.9	43	379	422
カリフォルニア	396,790	193,617	8,437,329	47.0	-	-	2351
コロラド	111,364	31,403	1,210,680	92.0	-	-	-
コネチカット	50,905	14,062	722,624	70.4	60	361	421
デラウェア	22,927	5,319	211,925	108.2	32	130	162
ワシントンD.C.	17,548	3,176	126,526	138.7	35	115	150
フロリダ	246,778	139,213	4,379,016	56.4	-	-	-
ジョージア	124,507	50,787	2,534,348	49.1	-	-	-
ハワイ	5,841	2,317	293,887	19.9	14	38	52
アイダホ	22,518	7,457	466,391	48.3	17	206	223
イリノイ	93,342	93,342	2,701,627	34.6	191	1,146	1337
インディアナ	172,007	99,718	1,580,906	108.8	120	693	813
アイオワ	53,004	33,668	725,547	73.1	45	230	275
カンザス	47,755	22,013	686,764	69.5	85	258	343
ケンタッキー	95,131	39,506	1,011,737	94.0	82	987	1069
ルイジアナ	51,119	25,959	1,063,436	48.1	45	202	247
メイン	26,636	9,960	245,778	108.4	35	157	192
メリーランド	63,893	17,668	1,358,921	47.0	672	1,063	1735
マサチューセッツ	83,461	37,685	1,341,439	62.2	142	314	456
ミシガン	178,315	67,331	2,110,471	84.5	161	1,485	1646
ミネソタ	82,131	24,823	1,294,975	63.4	525	505	1030
ミシシッピ	32,923	24,826	675,234	48.8	32	344	376
ミズーリ	87,029	60,613	1,371,339	63.5	47	432	479
モンタナ	10,632	6,978	235,562	45.1	23	216	239
ネブラスカ	40,356	14,499	478,594	84.3	48	203	251
ネバダ	41,010	15,091	684,516	59.9	63	155	218
ニューハンプシャー	18,530	10,318	250,715	73.9	25	122	147
ニュージャージー	60,869	60,869	2,009,165	30.3	124	1,248	1372
ニューメキシコ	37,716	19,118	448,558	84.1	62	182	244
ニューヨーク	148,838	148,838	3,950,749	37.7	-	-	-
ノースカロライナ	106,231	60,441	2,322,499	45.7	147	746	893
ノースダコタ	2,643	2,643	179,600	14.7	-	-	-
オハイオ	200,393	72,709	2,570,621	78.0	-	-	-
オクラホマ	84,219	34,139	965,744	87.2	85	516	601
オレゴン	83,116	35,847	829,801	100.2	181	434	615
ペンシルベニア	39,138	39,138	2,624,629	14.9	-	-	2499
プエルトリコ	17,499	10,307	498,687	35.1	34	316	350
ロードアイランド	14,204	4,839	203,257	69.9	19	78	97
サウスカロライナ	68,378	37,670	1,142,238	59.9	125	469	594
サウスダコタ	15,248	2,618	218,807	69.7	16	43	59
テネシー	149,102	66,495	1,563,360	95.4	102	973	1075
テキサス	249,283	202,139	7,540,257	33.1	522	3,810	4332
ユタ	47,226	21,506	933,905	50.6	38	124	162
バーモント	19,624	3,600	114,826	170.9	31	56	87
バージニア	90,952	34,852	1,872,177	48.6	120	760	880
ワシントン	116,805	41,840	1,647,192	70.9	117	591	708
ウェストバージニア	20,873	20,873	351,642	59.4	41	321	362
ウィスコンシン	72,977	21,270	1,244,078	58.7	1,425	252	1677
ワイオミング	5,711	2,043	129,965	43.9	-	-	160
全米	4,028,945	2,107,473	72,648,436	55.5	5,936	21,739	32,685

出典：Children's Bureau (2025b:19,21), United States Census Bureau (2025) から作成

全通報数に対する調査対象とされた通告数の割合は最も高い割合は 100.0%でイリノイ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ノースダコタ州、ペンシルベニア州、ウェストバージニア州の 6 州であった。最も低い割合の州はサウスダコタ州で 17.2%であり、全州・ワシントン D.C.およびプエルトリコ準州の平均値は 50.9%、中央値は 44.9%であった。

また、18 歳未満の推計児童人口 1,000 人あたりの全通報はバーモント州が 170.9 件と最も多く、ノースダコタ州は 14.7 件と最も少なかった。全州・ワシントン D.C.およびプエルトリコ準州の平均値は 66.3 件、中央値は 61.1 件であった。さらに CPS 職員数のデータがある 46 州を対象に児童人口を CPS 職員の合計で除することによって、CPS 職員 1 人あたりの担当児童数を算出したところ、アラスカ州が 645.8 人で最少、ユタ州が 5764.8 人で最多であった。平均値と中央値を求めると、それぞれ 2021.8 人、1768.2 人となった。また、本来であればインテーク担当職員の業務であろうが、本稿では全通報数を CPS 職員の合計で除することによって、CPS 職員 1 人あたりの通報件数を求めた。最も件数が多い州はユタ州で 291.5 件、最も件数が少なかった州はペンシルベニア州で 15.7 件、なお、平均値は 125.3 件、中央値は 123.5 件であった。

4. 3. イギリスの児童虐待対応の概要

リヴァプールの銀行家トーマス・アグニュー (Agnew, T. F. A.) は渡米している際に、NYSPCC の活動に感銘を受け、出身地であるリヴァプールに同様の組織であるリヴァプール児童虐待防止協会 (LSPCC : Liverpool Society for the Prevention of Cruelty to Children) を 1883 年に設立した。翌年、ロンドン (London SPCC) などに児童虐待防止協会が設立された。1889 年に London SPCC が全国組織化され、児童虐待防止協会 (NSPCC : National Society for the Prevention of Cruelty to Children) に改称された (田澤 2006 ; NSPCC 2025)。NSPCC は現在も活動しているが、当初の NSPCC では児童虐待やネグレクトを発見し、警察に通報する法的権限のないインスペクター (調査官) が任命されていた。こうした活動が結実し、1889 年に児童虐待防止法 (Prevention of Cruelty to Children Act) が成立したことで、故意の虐待やネグレクトによって苦痛を与えている場合には罰則を与え、警察には児童虐待の疑いのあるものを逮捕する権限や、危険にさらされている可能性がある場合には子どもの自宅に立ち入る令状を取得できるようになった。

その後、1908 年に児童法 (Children Act 1908) が成立した。この児童法第 12 条では 16 歳以上の者が子どもや青少年の保護、監督、養育の義務を負う場合、故意に暴行や虐待、放任、遺棄、危険にさらす行為や他者がこれらの行為をすることを引き起こしたり促すような行為は禁止され、児童に不必要な苦痛や健康被害をもたらす方法で上記の行為をした場合は軽犯罪法違反により罰則が適用される (The National Archives 2025a) と規定されている。また、それ以外の規定として、例えば第 14 条では児童に物乞いや施しをさせることを禁止、第 16 条では児童が売春宿に居住・出入りすることを許すことを禁止している。

1933 年には児童青少年法 (Children and Young Persons Act 1933) が成立し、改めて児童虐待の禁止を明確化した。この法律は 1908 年児童法の規定にくわえ、第 2 条において 16 歳未満の女兒に対して不法な性交や売春、わいせつな暴行をさせることを引き起こしたり助長したりする場合には罰則が適用されることや、第 44 条では裁判所は保護を必要とする者、犯罪者などで児童青少年を扱う際にはその福祉を考慮する (The National Archives 2025b) ことが規定されている。

1945 年、長年にわたるネグレクトにより里親のもとで生活することになっていたデニスとそのきょうだいは、里親による虐待を受け 12 歳のデニスが死亡するというデニス・オニール (O'Neill, D) 事件

が発生した。この事件をうけて1948年児童法 (Children Act 1948) が成立した。この法律は第1部において、17歳以下の両親を失った児童や家庭で適切なケアを受けることができない児童に対する保護と扶養の責任は地方自治体の責務であること (第1条)、必要に応じて親権を地方自治体が受け持つことを規定 (第2条) した。また、第2部において、地方自治体の保護下にある児童の処遇 (The National Archives 2025c) について規定している。このように、1948年児童法は地方自治体の児童の保護とケアの責任を明記したものである。

その後の児童虐待に関する法制度で代表的な法律は1989年児童法 (Children Act 1989) である。1987年に発生したクリーブランド (Cleveland) 事件は数週間にわたって性的虐待の疑いで100人を超える児童が法的に保護されたが、結果的に虐待が認められなかったことから、その診断方法や各機関の連携が不十分で誤った介入により児童が家庭から引き離されたことが明らかになった (Corby and Shemmings, Wilkins 2012 ; Stafford and Parton, Vincent, et al. 2012)。この事件を受けて、1989年児童法では、国家介入の最小化 (第1条)、親責任 (Parental responsibility) の定義、養育と保護の責任の明確化 (第2条, 第3条)、裁判所による保護命令と監督命令 (第31条)、機関連携と地方自治体への協力 (第27条, 第47条) など (The National Archives 2025d) を規定することで、子どもの福祉を優先にしながら、国家 (自治体) による介入の適正化が図られた。また、1989年児童法を受ける形で1991年に児童虐待に関係する機関の共通基盤となる “Working Together to Safeguard Children” が発行され、その後も数次改訂され、直近の “Working Together to Safeguard Children” は2023年に改訂されている (HM Government 2023)。

1989年以降も様々な法律が成立したが、特記すべき法律は2004年児童法と2017年子どもとソーシャルワーク法である。2000年に8歳の女兒ヴィクトリア・クインビー (Climbié, V) が大叔母とそのパートナーからの虐待により死亡した。この虐待死事件は多機関・多職種が関与しながらも虐待の兆候 (128か所の別々の傷が検死所見として認められた (Laming 2003: 36)) に気づけず、十分な連携もなされず、専門職のモラルとマネジメントの不手際と指摘されている (田澤 2006)。この事件を受けて2004年児童法 (Children Act 2004) が制定された。2004年児童法は全国規模の子どもの権利に関する調査、勧告する子どもコミッショナーの設置 (第1編) や多機関連携の明確化 (第10条, 第11条)、地域児童保護委員会 (LSCBs : Local Safeguarding Children Boards) の設置と機能 (第13条, 第14条) など (The National Archives 2025e) が規定されている。また、2017年に子どもとソーシャルワーク法 (Children and Social Work Act 2017) が成立し、Social Work England の設置によりソーシャルワーカーの登録教育の基準の設定や専門的基準の促進・維持を図ること (第2編) (The National Archives 2025f) などが規定された。

4. 3. 1. ソーシャルワーカーの状況

イギリスの児童虐待を含む子どもの福祉に対応する機関は Children Social Care (CSC) であり、CSC の役割とは、①地域の子どもの福祉を守り促進すること、②若年ケアラーのニーズを評価し、支援が必要か判断すること、③支援を必要とする児童に対して宿泊施設を提供すること、④里親下の児童の福祉を促進、保護すること、⑤ケアを退所した子どもに対する各種支援の提供、⑥子どもが重大な危害を受けるおそれがある場合の調査・介入、⑦里親下の子どもおよびケア退所者へのサービス提供と支援 (Department for Education 2023) である。

イギリスにおけるソーシャルワーカーは200日 (うち最大30日は大学や研修施設でスキルや知識を学ぶスキル習得日として充当可能) 以上の実習を少なくとも2つの異なる実習先で経験することが求め

られる。うち1回は法定機関での実習とし、高リスクの意思決定や法的介入を含む業務経験が必要である。大学での課程を卒業し、学士号を取得した後に Social Work England に登録をすることで、ソーシャルワーカーの資格を取得できる (Social Work England 2025a)。さらに、ソーシャルワーカーは研修会への参加や職場でのスーパービジョン、研究・発表等をつうじて学んだことを実務にどう活かしたか記録する継続的専門能力開発 (CPD : Continuing Professional Development) を毎年記録し、オンラインアカウントで保存する必要がある。CPD は毎年最低2件以上記録することが求められ、うち1件は同僚との振り返りが必須である (Social Work England 2025b)。

CSC は通告を受理すると、1営業日以内にプラクティススーパーバイザーやマネージャーが対応方針を決定し、アセスメントを実施する。その結果、児童の安全に重大な懸念があるか、CSC の関与が必要か否かなどを検討して対応にあたる。このプロセスで特徴的な点は、①多機関協働であること、②児童や家族を当事者として関与させていること、③CSC の関与が不必要な場合であっても他のサービスを紹介すること、を挙げることができる。また、アセスメントの際には子どもの意見を確認する子ども中心に行われるものであり、子どもの発達段階や年齢、逆境やトラウマの影響に配慮する子どもの最善の利益に基づいて行われる (HM Government 2023)。

2023年時点でイギリスの子ども家庭ソーシャルワーカーはフルタイム換算で33,100人であり、前年比で4.7% (1,500人) の増加であった。これは2017年の統計以来最大となっており、この理由として隔年で新しい修了生を輩出する Step-Up to Social Work プログラムやアプレンティスシップ (見習い) 制度による新規採用者が増加に寄与したとされる (Gov UK 2024)。Step-Up to Social Work プログラムとは既にソーシャルワーク以外の学位を持ち、実務経験を有する未資格者を対象とした全額公費の12~14か月の集中研修により子ども家庭ソーシャルワーカーの資格を取得するものであり、研修中は大学で学習しながら地方自治体で170日間の実務研修を行う。研修終了後は修士課程レベルの専門教育修了 (Postgraduate Diploma in Social Work (Level 7)) となり、Social Work England へ登録できる資格要件を満たすものである (Gov UK 2025a)。また、アプレンティスシップ制度とは職場での有給実務経験と学習 (オフ・ザ・ジョブ) を組み合わせた制度で、教室での授業や同行観察、課題の提出などの研修が行われる。アプレンティスシップの雇用主の多くは地方自治体であり、終了すると正式にソーシャルワーカーとしての資格取得・登録ができる制度である (Department for Education 2025 ; Gov UK 2025b)。

子ども家庭ソーシャルワーカーの年齢構成は常勤換算で30~39歳代が最も多く10,108.3人、続いて40~49歳代の8,464.8人、50~59歳代の6,910.3人、20~29歳代は5,214.3人、60歳以上の2,421.4人であった (Gov UK 2024)。また、ソーシャルワーカーの役割として、最も多い役割はケース担当者であり常勤換算で15,482.2人であった。

4. 3. 2. CSC ソーシャルワーカーの実態

イギリスにおける2023年9月30日時点の状況として、ケース総数は337,100件であり、フルタイム換算 (派遣職員含む) で21,111.4人のソーシャルワーカー (ケースホルダー以外の職員も含む) が対応している。そのため、1人あたりのケース数は16.0件となり、2022年と比べ1人あたり0.6件の減少となっている。前年のケース総数335,563件と比べ2023年は0.4%のケース増加であるものの、フルタイム換算のソーシャルワーカーは20,206.0人であり4.5%の増加となったため、1人あたりのケース数は減少している (Gov UK 2024)。

さらに2023年3月31日時点でのCSCへの1年間の通告件数は640,430件であった。通告者は警察

が184,530件、学校が128,650件と通告の48.9%を占めている。2023年中期のイギリスの推計の児童人口は11,998,646人とされており（Office for National Statistics 2024）、児童人口1,000人あたりの通告数を求めたところ、53.4件となった。

なお、CSCでは支援を必要とする子ども全般のChild in Need (CiN) と、虐待や重大なリスクがあると判断された子どもが対象となり介入が必要とされる児童保護計画（CPP：Child Protection Plan）の統計も公表されている。2023年3月31日時点でChild in Needに該当する子どもは403,090人とされ児童人口1,000人あたりのCiNの人数は34.3人、CPPの対象となった児童は50,780人で児童人口1,000人あたりのCPPの人数は4.3人とされている（GOV UK 2023）。

4. 4. 小括

日本の児童虐待対応体制においては、児童福祉司1人あたりの担当件数が相対的に多く、虐待相談に加えて養護相談や非行相談等の多様な業務を併せて担っている点に特徴がある。加えて、調査、介入・支援、関係機関との調整といった一連の業務を、ケース終結まで同一の児童福祉司が担当する個別担当制が基本とされている。このような量的配置水準と業務構造のもとでは、児童福祉司は緊急対応や事務処理に追われやすく、実践の振り返りやスーパービジョン、同職種間での協働的検討といった専門性形成に不可欠な機会が制度的に確保されにくい状況にあるといえる。

アメリカの児童虐待対応体制では、ソーシャルワーカーの配置水準や担当件数に州間差が大きいものの、通告の受理・初期調査、継続的な家族支援、法的対応といった役割が比較的明確に分化されている点が特徴である。この分業構造は、1人の専門職に業務と責任が過度に集中することを緩和するとともに、スーパーバイザーを介した判断や助言を通じて、専門性を実践の中で形成・補完する条件を提供している。

イギリスの児童虐待対応体制では、ソーシャルワーカー1人あたりのケース数が相対的に抑制されていることに加え、スーパービジョンの実施や多職種によるケース検討が制度的に位置づけられている点に特徴がある。さらに、Child in Need や Child Protection Plan といった段階的支援枠組みにより、リスク水準や支援ニーズに応じた関与主体と役割分担が整理されており、専門性が個人の経験に依存せず、組織的に形成・維持される構造が整えられている。

以上の比較から、日本、アメリカ、イギリスの児童虐待対応体制は、単なる専門職配置数の多寡ではなく、業務分担のあり方や専門性を支える組織的支援構造において大きく異なることが明らかとなった。とりわけ、日本では、担当件数の多さと個別担当制による役割集中が重なり合うことで、児童福祉司の専門性形成を制度的に制約している可能性が示唆される。この点は、次章で検討する日本の児童福祉司の専門性形成の課題を理解する上で重要な前提となる。

5. 考察

専門職の専門性は、単に知識や技術を保有している状態を指すものではない。社会福祉専門職論において、専門性とは、①理論知と実践知の往還、②経験の蓄積と省察、③スーパービジョンや同職種間の相互評価を通じて形成・深化される動的な概念として理解されてきた。この観点に立てば、専門性は「個人属性」ではなく、「制度的・組織的条件のもとで生成される社会的実践」であると位置づけることができる。

本研究では、こうした専門職理論を踏まえ、児童虐待対応における専門性の発揮・深化を規定する要因として、業務量と役割集中という2つの分析軸を設定した。すなわち、①1人あたりが担当するケー

ス数や業務量が過大である場合、②1人の専門職に調査、介入・支援、調整といった複数の役割が集中している場合、専門性形成に必要な省察や学習の機会が制度的に制約されるという仮説的枠組みである。

比較分析の結果、日本の児童福祉司は、児童人口に対する配置数が相対的に少ないだけでなく、虐待相談に加えて養護相談や非行相談など多様な相談を担っており、業務量と役割集中の両面において高い負荷を受けていることが示された。くわえて、徐々に業務分担が進められているものの、日本では1人の児童福祉司がケース終結まで一貫して担当する個別担当制が基本とされている。

従来、日本の児童福祉司をめぐるのは、専門性の不足や対応の質のばらつきが問題視されてきた。しかし、本研究の理論的枠組みに基づけば、これらの課題は個々の児童福祉司の能力や努力の不足として説明されるべきものではない。むしろ、過剰な業務量と役割集中によって、専門性を発揮・深化させるための制度的条件が欠如している点に本質的な問題があると理解すべきである。

専門性の形成には、実践経験を振り返る省察の機会や、同僚や上司とのケース検討、スーパービジョンが不可欠である。しかし、多数のケースを抱え、緊急対応や事務作業に追われる状況下では、こうした専門職的学習のプロセスは後回しせざるを得ない。この意味で、日本の専門性課題は「育成不足」というよりも、「専門性形成を阻害する労働環境・制度構造」の問題として再定義される必要がある。

日本の児童虐待対応体制における個別担当制は、ケア倫理や関係構築の観点から一定の理論的妥当性を有している。すなわち、同一の専門職が継続的に関与することで、子どもや保護者との信頼関係を構築しやすく、家庭状況の変化を長期的・関係的に把握できる点は、支援の質を高める要因となり得る。

しかし、個別担当制は同時に調査、介入・支援、調整といった役割を1人の専門職に集中させる構造を持つ。そのため、業務量が増大した場合には、専門的判断の質の低下やリスクの回避的対応への傾斜、バーンアウトを引き起こす可能性がある。虐待ケースの複雑化・長期化が進む現状においては、個別担当制の利点を維持しつつ、その脆弱性を補完する制度設計が求められる。

イギリスの児童虐待対応体制は、CiN や CPP といった段階的支援枠組みによって、ケースのリスク水準や支援ニーズに応じた関与主体と役割分担が制度的に整理されている。この分業・連携モデルは組織間協働やリスク管理の観点から、専門性の相互補完と責任の可視化を可能にする仕組みとして評価できる。

アメリカにおいても、CPS を中心としたリスク管理中心のモデルが採用されており、初期対応と長期的家族支援が制度的に分離されている点に特徴がある。これらのモデルでは、1人の専門職がすべてを担うのではなく、役割分担を前提とすることで業務量と専門性のバランスを調整している。

これに対し、日本では他機関連携が理想的には重視されているものの、制度上の責任分担や権限が明確ではなく、結果として児童福祉司が調整役として過度な負担を負っている。この点は専門性形成にとって重要な「役割の明確化」が十分に達成されていないことを示唆している。

近年、日本では児童福祉司の増員が進められてきたが、本研究の比較分析は量的拡充のみでは専門性向上や支援の質の改善には不十分であることを示している。必要なのは、配置基準の再設計、業務範囲の適正化、外部機関の制度的組み込みといった構造的改革と人員増を一体的に進めることである。

以上から、日本の児童虐待対応体制の改善に向けては、①児童福祉司の業務範囲と役割の再定義、②分業・連携を前提とした制度設計、③専門職としての継続的キャリア形成とスーパービジョン体制の整備が不可欠であると結論づけられる。これらを通じて、児童福祉司が個々のケースに十分な時間と専門性を投入できる環境を整備することが児童虐待対応の質的向上につながることを示唆される。

6. おわりに

本研究は、日本の児童虐待対応体制における児童福祉司の量的配置と業務構造を国際比較の視点から検討し、専門性形成をめぐる制度的課題を明らかにした。本研究で得られた知見は、日本における児童虐待対応体制の改善につながるものである。すなわち、児童相談所、市町村、外部機関との協働体制を強化し、役割分担を明確化することにより早期介入と継続的な支援の両立が可能となるとともに、児童福祉司の業務負担の軽減にもつながる。また、児童福祉司の増員をこうした制度的整備と組み合わせることで、1ケースあたりに十分な時間をかけた丁寧な関与や専門性向上のための経験蓄積・研修機会の確保が可能となる。

このように、多機関連携の推進、職員の専門性向上、地域間格差の是正といった制度的整備と実践現場における人的資源の量的・質的充実が相互に補完されることによって、子どもの権利保障と健全な育成環境の確保により一層寄与することが期待される。

近年、日本においては児童虐待相談対応件数が増加の一途をたどっており、従来の体制の延長線上での対応には限界が生じつつある。今後は、他国の制度を単に模倣するのではなく、日本の社会構造や行政体制の特性を踏まえた上で、児童福祉司が専門職としてその役割を十分に発揮できる制度設計を改めて検討していく必要があるだろう。

本研究にはいくつかの課題が残されている。第一に、本研究は児童福祉司・ソーシャルワーカーの配置数や担当件数といった量的側面に焦点を当てた分析であり、個々の支援の質や介入過程の妥当性、子どもや家族のアウトカムについては十分に検討できていない。第二に、本研究は国レベルでの制度比較を主眼としているため、各国内に存在する自治体間の体制差や運用の違いを十分に捉えることができていない。これらの点については、質的調査や自治体レベルでの分析を含む今後の研究において検討する必要がある。

参考文献

- 後藤弘子 (2002) 「アメリカ——増加する通告と刑事的対応の限界」 岩井宣子編『児童虐待防止法——わが国の法的課題と各国の対応策』 尚学社, 117-128.
- 池田由子 (1979) 『児童虐待の病理と臨床』 金剛出版.
- こども家庭庁 (2023) 「令和5年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1ee5d96-e95d-49d9-89fb-f1e5377ca59c/b9bc66f4/20230906_councils_jisou-kaigi_r05_01.pdf, 2025.9.19).
- こども家庭庁 (2024a) 「令和6年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f4a703f-3401-41d8-a066-f6359f892b8d/f92b9f96/20241226_councils_jisou-kaigi_r06_55.pdf, 2025.9.19).
- こども家庭庁 (2024b) 「令和4年度福祉行政報告例の適切な報告等について」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/9195f537/20240927_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_182.pdf, 2025.9.19).
- こども家庭庁 (2025) 『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第21次報告)』 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3f371a7d-4ed6-4e18-ba72-dfa68a8e7289/2639793f/20250909_councils_shingikai_gyakutai_boushi_hogojirei_21-houkoku_18.pdf, 2025.9.19).
- 厚生労働省 (2025) 『令和5年度福祉行政報告例 (児童福祉関係の一部) の概況』 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/232/dl/gaikyo.pdf>, 2025.9.20).

- 厚生省児童家庭局 (1971) 『児童相談事例集 (第3集)』 日本児童福祉協会.
- 厚生省児童家庭局 (1974) 『児童相談事例集 (第6集)』 日本児童福祉協会.
- 厚生省児童家庭局 (1981) 『児童相談事例集 (第13集)』 日本児童福祉協会.
- 佐々木誠二 (2025) 「児童相談所における児童福祉司の配置に関する現状と課題」『会津大学短期大学部研究紀要』 82, 23-37.
- 総務省統計局 (2022) 「令和2年国勢調査」 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200521&tstat=000001136464&cycle=0&tclass1=000001136466&tclass2val=0>, 2025.9.20).
- 総務省統計局 (2024) 「人口推計 (2023年 (令和5年) 10月1日現在) ——全国:年齢 (各歳), 男女別人口・都道府県:年齢 (5歳階級), 男女別人口」 (<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2023np/index.html>, 2025.9.21).
- 佐柳忠晴 (2024) 『児童虐待防止のための保護法制』 勁草書房.
- 田澤あけみ (2006) 『20世紀児童福祉の展開——イギリス児童虐待防止の動向から探る』 ドメス出版.
- Bethune Scroggs, L. and Kluckman, M., Ringeisen, H., et al. (2025) *Snapshot of the child welfare workforce from 2021 to 2022: Caseworker experiences working in the child welfare system* (<https://acf.gov/sites/default/files/documents/opre/opre-snapshot-childwelfare-workforce-july25.pdf>, 2025.8.20).
- Children's Bureau (2018) *Child Protective Services: A Guide for Caseworkers 2018* (https://capacity.childwelfare.gov/sites/default/files/media_pdf/cps2018.pdf, 2025.8.20).
- Children's Bureau (2025a) *About* (<https://acf.gov/cb/about/our-organization>, 2025.8.20).
- Children's Bureau (2025b) *Child maltreatment 2023* (<https://acf.gov/sites/default/files/documents/cb/cm2023.pdf>, 2025.9.10).
- Child Welfare Information Gateway (2019) *Penalties for failure to report and false reporting of child abuse and neglect* (https://cwig-prod-prod-drupal-s3fs-us-east-1.s3.amazonaws.com/public/documents/penalties-for-report-failure-or-false-report-abuse-neglect.pdf?VersionId=pTccsM0hVNQsb9Fu7mGyg.CFdZjHgPv_, 2025.8.16).
- Child Welfare Information Gateway (2023) *Mandatory reporting of child abuse and neglect* (<https://cwig-prod-prod-drupal-s3fs-us-east-1.s3.amazonaws.com/public/documents/mandatory-reporting-abuse-neglect.pdf?VersionId=hBmqKpTL4fH1g96myykMFNR046sQNdbu>, 2025.8.16).
- Clark, R. E. and Clark, J. F., Adamec, C. A. (2007) Child abuse Prevention and Treatment Act of 1974 (P.L.93-246), *The Encyclopedia of Child Abuse, 3rd Ed.*, Facts On File. (=2009, 小野善郎・川崎二三彦・増沢高監訳『詳解子ども虐待辞典』 福村出版.)
- Corby, B. and Shemmings, D., Wilkins, D. (2012) *Child abuse: An evidence base for confident practice 4th edition*, Open University Press.
- Department for Education (2023) *Children's social care national framework: Statutory guidance on the purpose, principles for practice and expected outcomes of children's social care* (https://assets.publishing.service.gov.uk/media/657c538495bf650010719097/Children_s_Social_Care_National_Framework__December_2023.pdf?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.18).
- Department for Education (2025) *Degree apprenticeship (level 6) in social work* (https://support-for-social-workers.education.gov.uk/become-a-social-worker/degree-apprenticeship-level-6?utm_

- source=chatgpt.com, 2025.9.18).
- Drake, B. and Yadama, G. N. (1996) A structural equation model of burnout and job exit among child protective services workers, *Social work research*, 20(3), 179-187.
- Gov UK (2023) *Reporting year 2023: Children in need* (<https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-in-need/2023#dataBlock-049210f0-3cff-4769-b368-dfdb0277e610-charts>, 2025.9.18).
- Gov UK (2024) *Reporting year 2023: Children's social work workforce* (<https://explore-education-statistics.service.gov.uk/find-statistics/children-s-social-work-workforce/2023>, 2025.9.18).
- Gov Uk (2025a) *Step up to social work* (https://www.gov.uk/guidance/step-up-to-social-work?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.18).
- Gov UK (2025b) *Apprenticeship training course: Social worker (integrated degree) (level6)* (https://findapprenticeshiptraining.apprenticeships.education.gov.uk/courses/381?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.18).
- HM Government (2023) *Working Together to Safeguard Children 2023: A guide to multi-agency working to help, protect and promote the welfare of children* (https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6849a7b67cba25f610c7db3f/Working_together_to_safeguard_children_2023_-_statutory_guidance.pdf, 2025.9.10).
- Kempe, C. H., and Silverman, F. N., Steele, B. F. et al. (1962) The batter-Child Syndrome, *Journal of the American Medical Association*, 181, 17-24.
- Laming, H. (2003) *The Victoria Climbié Inquiry* (<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5a7c5edeed915d696ccfc51b/5730.pdf>, 2025.9.11).
- Myers, J.E.B. (2006) *Child Protection in America: Past, Present, and Future*, Oxford University Press. (=2011, 庄司順一・澁谷昌史・伊藤嘉余子訳『アメリカの子ども保護の歴史——虐待防止のための改革と提言』明石書店.)
- NASW (2013) *Nasw standards for social work practice in child welfare* (<https://www.socialworkers.org/Practice/NASW-Practice-Standards-Guidelines/NASW-Standards-for-Social-Work-Practice-in-Child-Welfare>, 2025.9.10).
- NASW (2025) Child Protective Services Social Worker (CPS Social Worker) Overview (https://joblink.socialworkers.org/career/child-protective-services-social-worker-cps-social-worker?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.10).
- NSCAW (2025) *Snapshot of the child welfare workforce from 2021 to 2022: Caseworker experiences working in the child welfare system* (<https://acf.gov/opre/report/snapshot-child-welfare-workforce-2021-2022-caseworker-experiences-working-child-welfare>, 2025.9.9).
- NSPCC (2025) *About Us: Our mission* (https://join-us.nspcc.org.uk/volunteers/our-story/?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.9).
- Office for National Statistics (2024) *Mid-Year Population Estimates, United Kingdom, June 2023* (<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/populationestimates/datasets/populationestimatesforukenglandandwalescotlandandnorthernireland>, 2025.9.18).
- OPM (2025a) *Social Work Series 0185* (<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/classification->

- qualifications/general-schedule-qualification-standards/0100/social-work-series-0185/, 2025.9.18).
- OPM (2025b) *General Schedule Qualification Standards*. (<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/classification-qualifications/general-schedule-qualification-standards/#url=Group-Standards>, 2025.9.18).
- Social Work England (2025a) *Education and training standards (2021)* (https://www.socialwork-england.org.uk/standards/education-and-training-standards/?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.18).
- Social Work England (2025b) *CPD: what you need to know* (https://www.socialworkengland.org.uk/cpd/what-you-need-to-know/?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.18).
- Stafford, A. & Parton, N. Vincent, S., et al. (2012) *Child protection systems in the United Kingdom: A comparative analysis*, Jessica Kingsley Publishers.
- Strand, V.C. and Spath, R., Bosco-Ruggiero, S. (2010) So you have a stable child welfare workforce—what’s next?, *Children and Youth Services Review*, 32, 338-345.
- Strolin, J. S. and McCarthy, M., Caringi, J. (2007) Causes and effects of child welfare workforce turnover: Current state of knowledge and future directions, *Journal of public child welfare*, 1(2), 29-52.
- The National Archives (2025a) *Children Act 1908* (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Edw7/8/67/contents/enacted>, 2025.9.25).
- The National Archives (2025b) *Children and Young Persons Act 1933* (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo5/23-24/12/enacted>, 2025.9.25).
- The National Archives (2025c) *Children Act 1948* (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/Geo6/11-12/43/enacted>, 2025.9.25).
- The National Archives (2025d) *Children Act 1989* (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1989/41/contents>, 2025.9.25).
- The National Archives (2025e) *Children Act 2004* (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2004/31/contents/enacted>, 2025.9.25).
- The National Archives (2025f) *Children and Social Work Act 2017* (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/16/contents>, 2025.9.25).
- United States Census Bureau (2025) *B09001: population under 18 years by age* (https://data.census.gov/table/ACSDT1Y2023.B09001?g=010XX00US&q=United+States+Populations+and+People&t=Children&utm_source=chatgpt.com, 2025.9.23).
- U.S.General Accounting Office (GAO) (2003) *Child welfare: HHS could play a greater role in helping child welfare agencies recruit and retain staff (GAO-03-357)* (https://www.gao.gov/assets/gao-03-357.pdf?utm_source=chatgpt.com, 2025.9.29).
- U. S. Office of Personnel Management (2018) *Handbook of occupational groups and families* (<https://www.opm.gov/policy-data-oversight/classification-qualifications/classifying-general-schedule-positions/occupationalhandbook.pdf>, 2025.9.29).
- Williams, N. J. and Glisson, C. (2013) Reducing turnover is not enough: The need for proficient organizational cultures to support positive youth outcomes in child welfare, *Child Youth Service Review*, *Children and Youth Services Review*, 35(11), 1871-1877.

